

京都府における 補装具支給制度と申請の流れ

～重度障害者用意思伝達装置について～

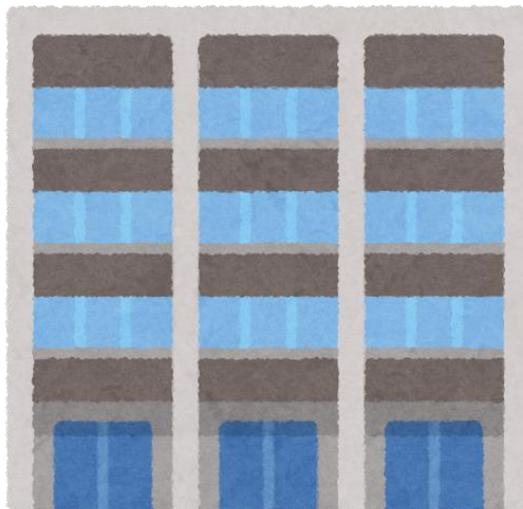


京都府健康福祉部
家庭支援総合センター
理学療法士 大西 武史

補装具作成方法（支給制度） について

障害者手帳

身体障害者更生相談所を ご存知でしょうか？



身体障害者更生相談所とは

- 身体障害者本人等からの相談に応じ、**補装具**に関する専門的な指導、**判定業務**、処方および適合、業者指導などを行う行政機関
- 設置主体は都道府県、政令指定都市
- **身体障害者手帳**所持者、**難病**の方が対象

身体障害者更生相談所の設置及び運営について（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8807&dataType=1&pageNo=1

※iPhoneはカメラでQRコードを写すとサイトに移動
※Androidは各種QRコードアプリを使用



補装具の種類

- 義肢（義手、義足）
- 装具（下肢、靴型、体幹、上肢）
- 座位保持装置
- 車椅子、電動車椅子
- **重度障害者用意思伝達装置**



- その他
盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、歩行器、歩行補助杖
- 障害児限定
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

種類の詳細

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/sintai_syougaisya/hosougusyomoku.html



重度障害者用意思伝達装置

- 伝の心
- オペレートナビシリーズ
- OriHime eye + Switch
- Miyasuku EyeConSW
- TCスキャン
- 話想
- マイトビー（特例補装具）
- MCTOSシリーズ等

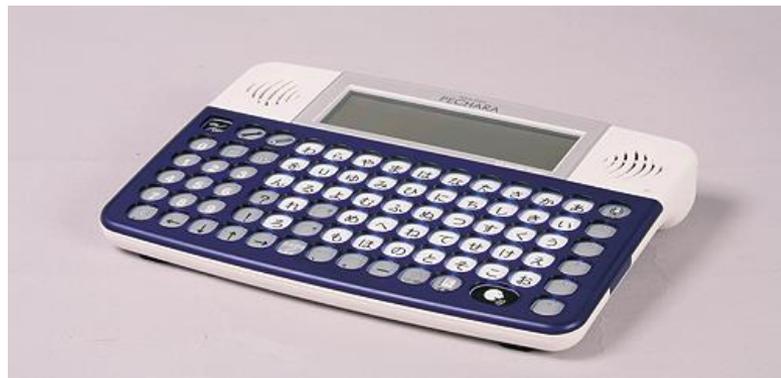
注意

日常生活用具給付事業

携帯用会話補助装置

これは補装具に該当しない！

※判定は市町村



例) ボイスキャリーペチャラ



近畿の身体障害者更生相談所

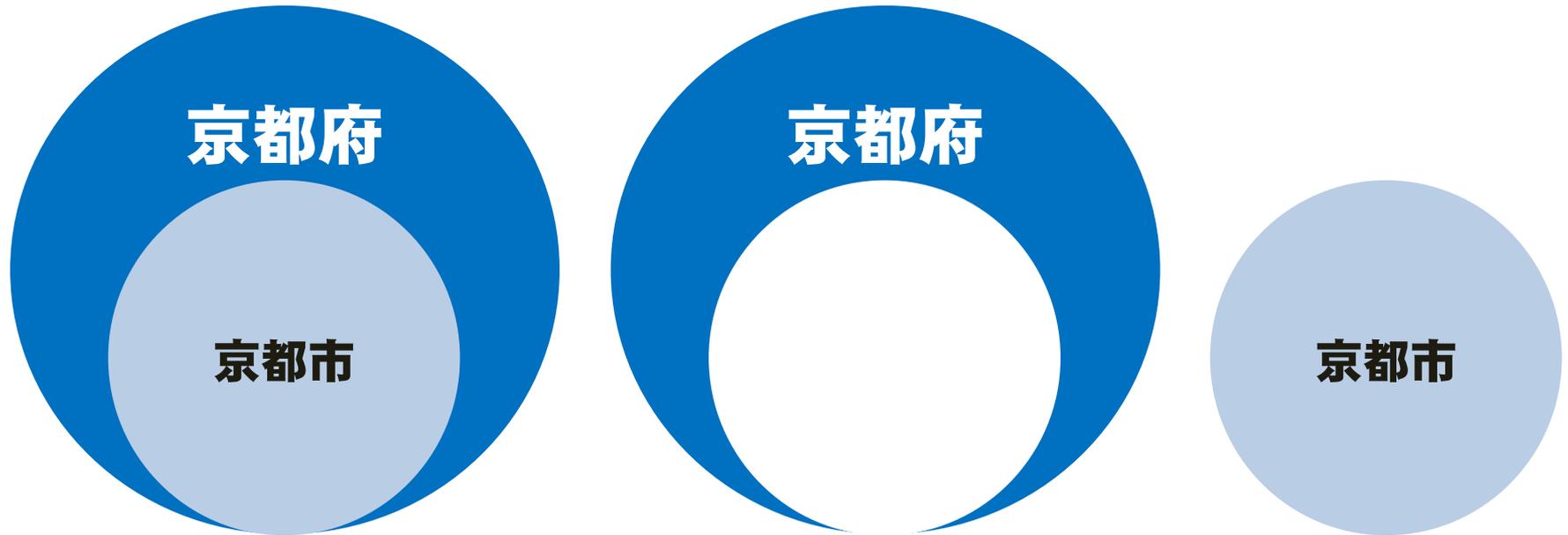
府県

- 京都府家庭支援総合センター
- 大阪府障がい者自立相談支援センター
- 兵庫県立身体障害者更生相談所
- 奈良県身体障害者更生相談所
- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
- 三重県障害者相談支援センター
- 滋賀県身体障害者更生相談所

政令指定都市

- 京都市地域リハビリテーション推進センター
- 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター
- 堺市障害者更生相談所
- 神戸市障害者更生相談所

対応エリア



政令指定都市がある府県はその
市を除く 全域となる

対応相談所

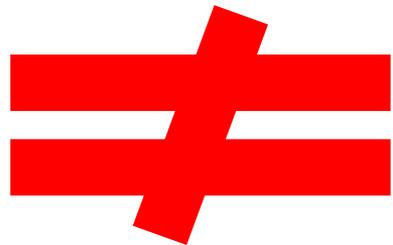
住民票によって決定される。

例) 宇治市、亀岡市、舞鶴市等
京都府家庭支援総合センター

例) 京都市
京都市地域リハビリテーション推進センター

注意

- 各更生相談所とも**基本指針は同じ**であるが、**詳細な部分で異なる**事もある
- 今回は**京都府**の制度説明であり、京都市の方は制度が少し違う可能性があるので**注意**



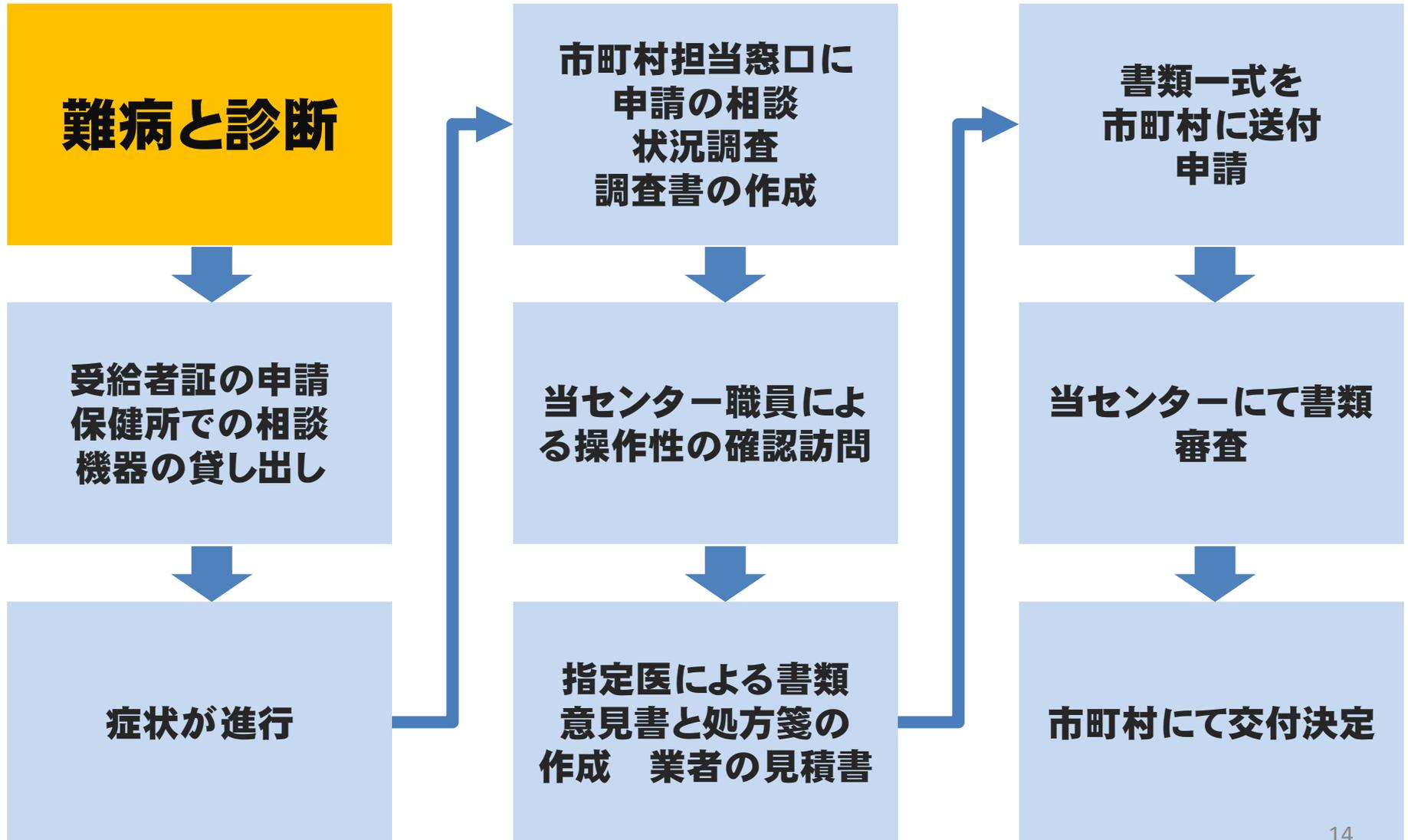
重度意思伝交付の流れ

注意

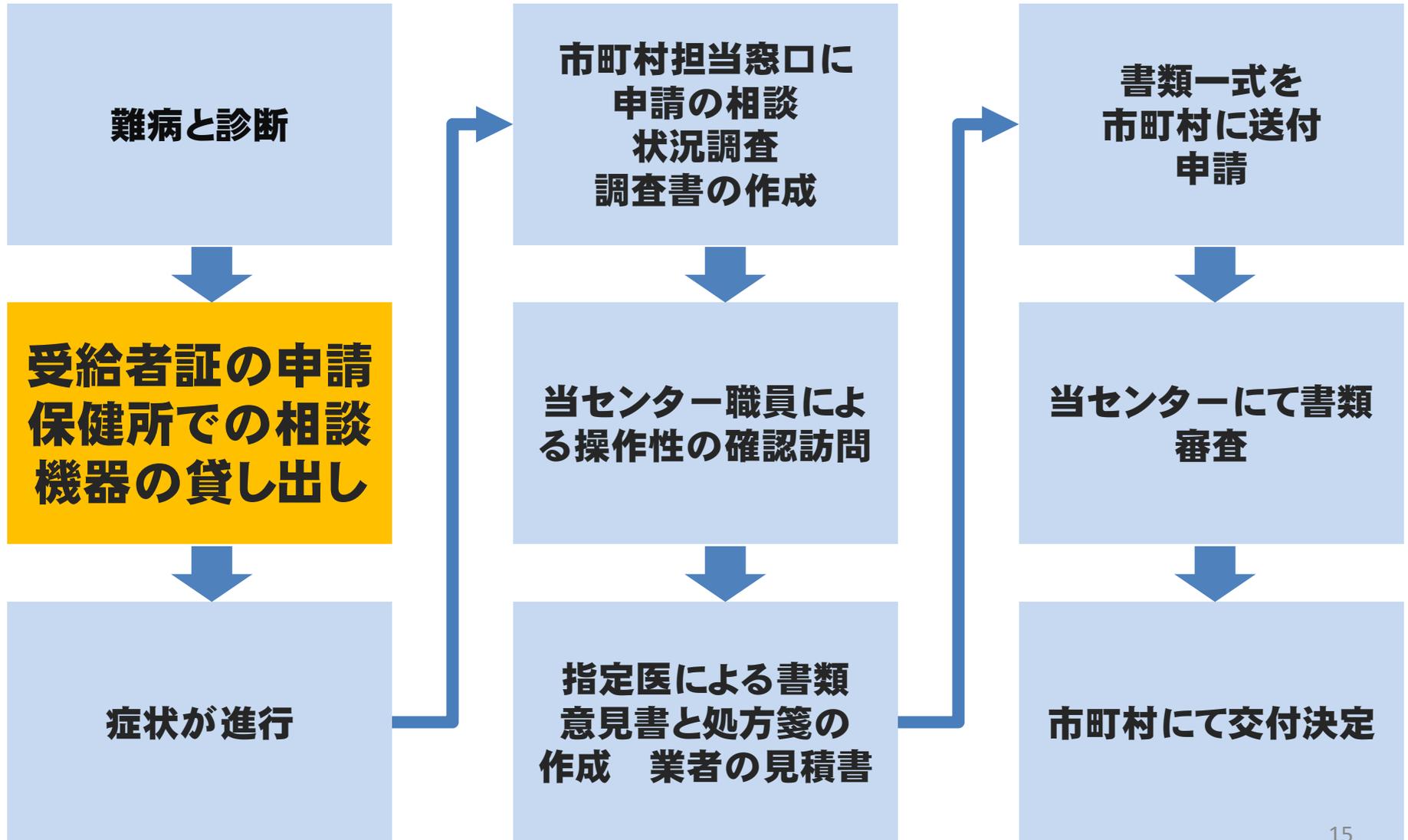
今回は**重度障害者用意思伝達装置**の制度説明
であり、他の補装具は流れが違います



全体の流れ（難病の場合）

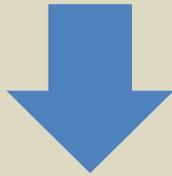


全体の流れ（難病の場合）



保健所での相談や申請

受給者証（特定医療費助成制度）等の申請



保健所・保健福祉センターにおいて相談・
支援の経過で在宅難病患者等療養生活
用機器貸出の活用



申請により保健所等、担当者に情報が伝わり、
連携が可能となります

在宅難病患者等療養生活用機器貸出

事業で貸出している重度意思伝は3機種

- 伝の心
- オペレートナビ
- OriHime eye + Switch



京都府

<https://www.pref.kyoto.jp/nanbyou/1217811259423.html>

京都府



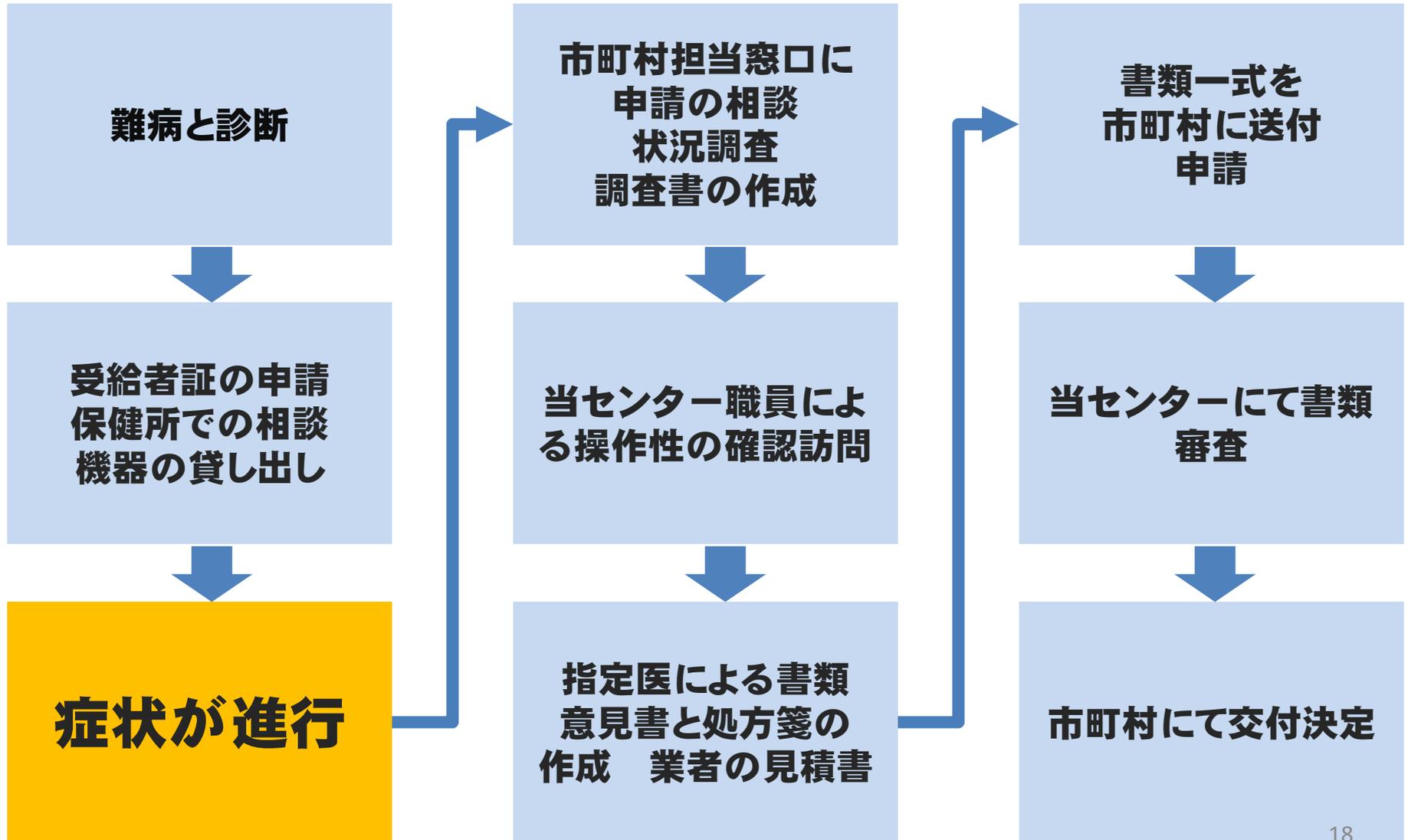
京都市

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000135766.html>

京都市



全体の流れ（難病の場合）

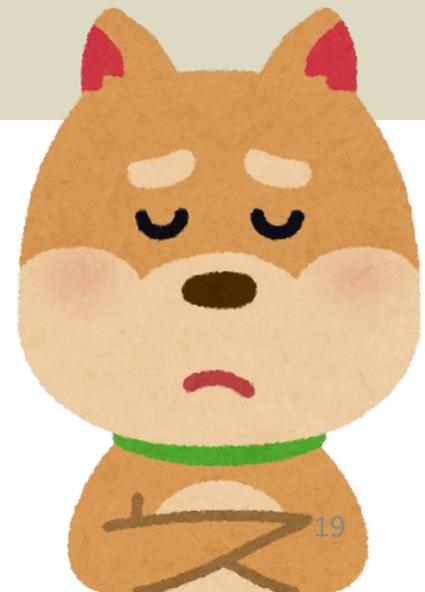


機器の適切な利用時期は？

①

- 早すぎると適切な機種、スイッチ選択が難しくなる（症状が変化するため）
- 遅すぎると練習が難しく、機器のシステム理解が難しくなる

特にスイッチの選択が難しい！



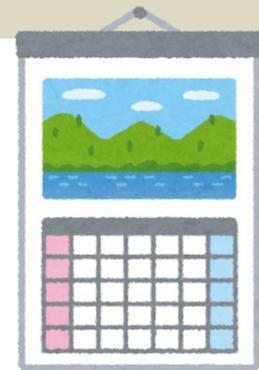
機器の適切な利用時期は？

②

適切な時期

1～2ヶ月後に意思伝達が困難になってきており、操作が問題なく行える時期

※進行が早いと適切な時期が予想困難である為、**基本的には早め**の対応が望ましい

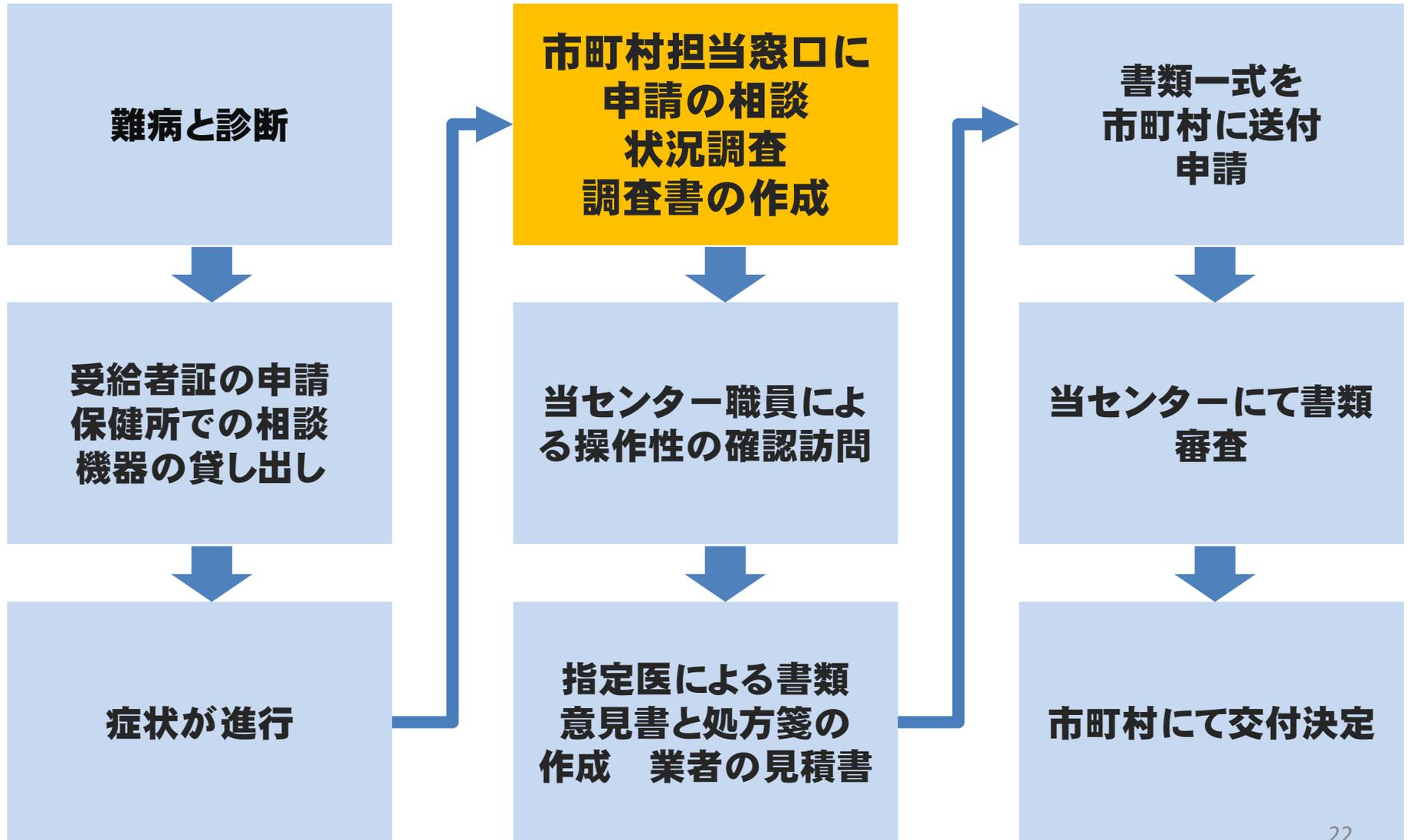


機器の選択は？

- 伝の心
- オペレートナビシリーズ
- OriHime eye + Switch
- Miyasuku EyeConSW
- TCスキャン
- 話想
- マイトビー（特例補装具）
- MCTOSシリーズ等

本人・家族、保健所等の担当者、医療関係者等と
相談し最適な機器を選択

全体の流れ（難病の場合）



申請のタイミング

どの程度の障害状況になると、
申請を行うのか？



支給対象者（国の考え）

原則として、下記のとおり【補装具費支給事務取扱指針】

身体障害者手帳所持者

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であつて、重度意思伝達装置がなければ意思の伝達が困難な者

難病患者

音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者

※意思伝達装置の操作が可能な者

支給対象に係る留意事項①

【補装具費支給事務取扱指針別表 注意書】

取扱指針は、あくまでも対象者の例。支給の判断に当たっては、**個別の身体状況**や生活環境等を十分に考慮すること

難病患者等は、症状が**日内変動**する者もいるため、**症状がより重度である状態**を持って判断すること

支給対象に係る留意事項②

難病患者等で**進行性**の疾患の場合、いずれの状態にも合致しにくい場合がある。その場合には、指定難病であること、

近い将来上記のような状態になることについて、補装具費支給**意見書**において**医師の診断**が明確であるような場合は、

申請者の身体状況等をよく検討の上、**支給の対象として差し支えない。**



市町村への申請相談

申請の相談後、市町村担当者は聞き取りや
自宅訪問を行い、当センターへ提出するた
めの調査所を作成

※市町村連絡先は別添資料を参照



調査書の確認

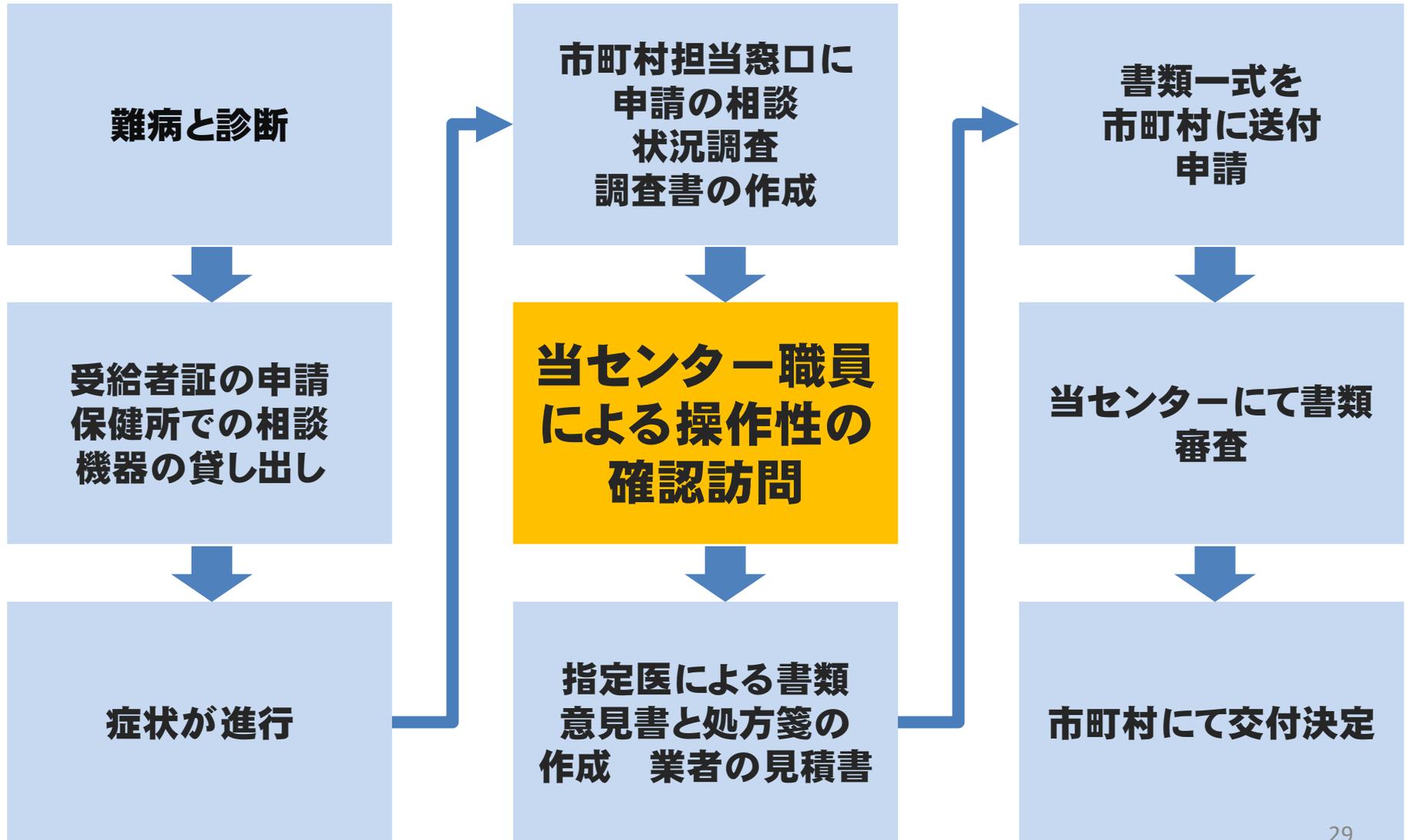
当センターにて調査書の確認 確認事項

- 指定難病か
- 手帳所持しているか
- 医療関係者が機器の評価をしているか
- 家族が機器の管理をできるか
- 貸出の機器で操作が可能であったか
- 等々



国の条件から大きく外れていないか、機器は適切か
等の確認を行っている

全体の流れ（難病の場合）



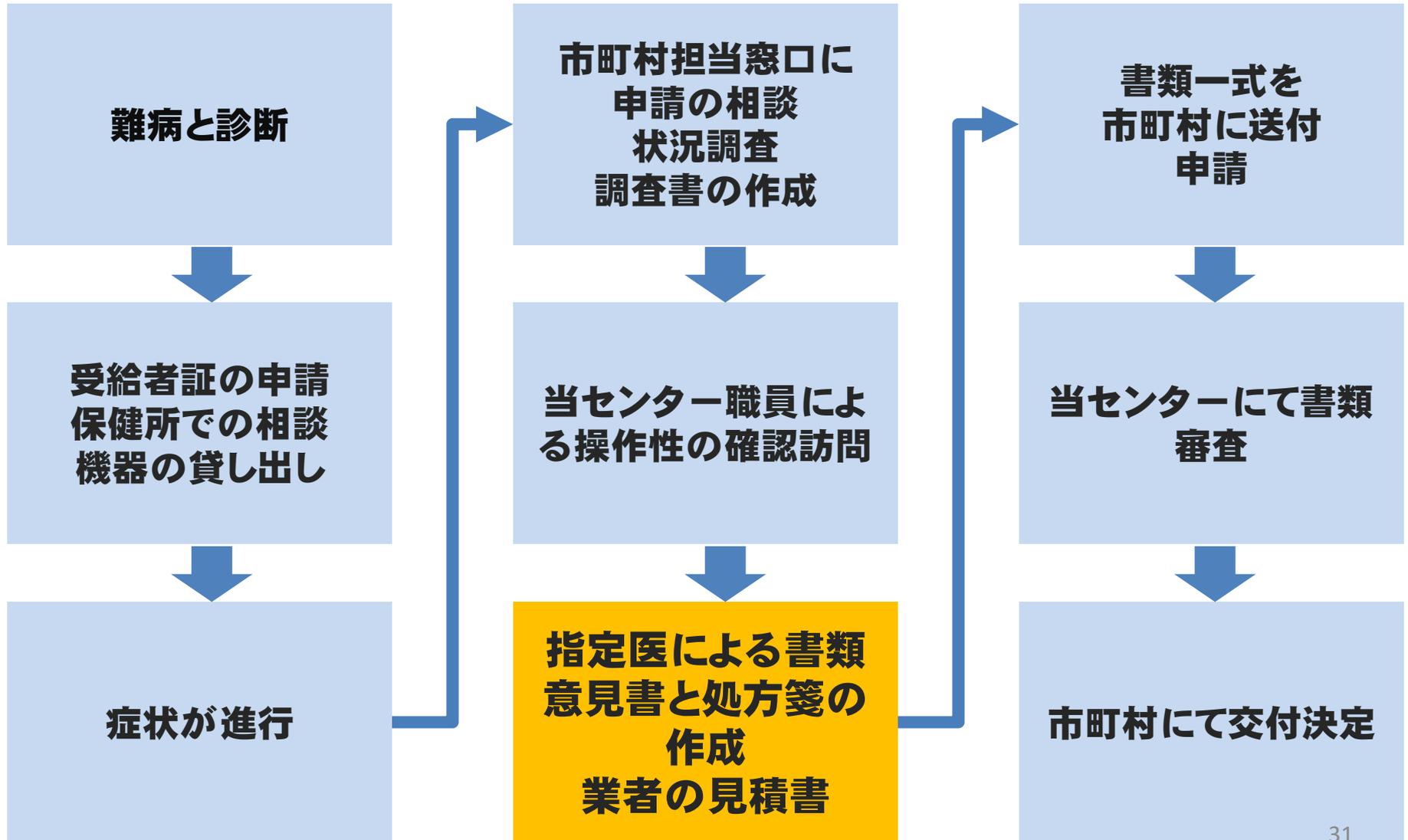
操作性確認

- 適切な機器（本体）か
- **残存筋力の確認**
- **適切なスイッチか**
- **スイッチは適切な場所にあるか**
- スイッチの操作が可能か
- 機器のシステム理解をできているか

※実際に自分の名前を入力する等の操作確認を行います

※スイッチが適切ではない、スイッチの場所が悪いことが時折あります

全体の流れ（難病の場合）

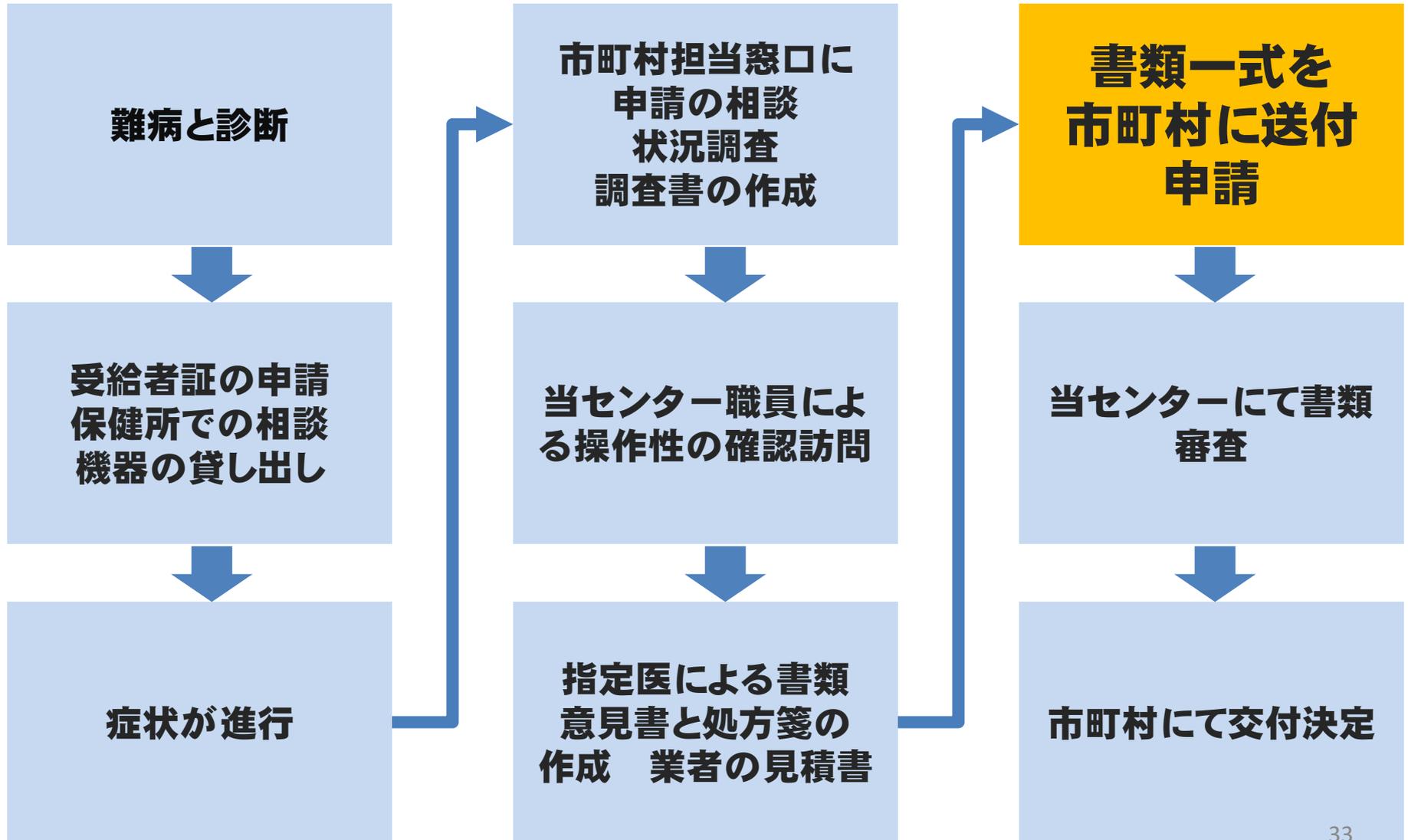


意見書作成可能医師

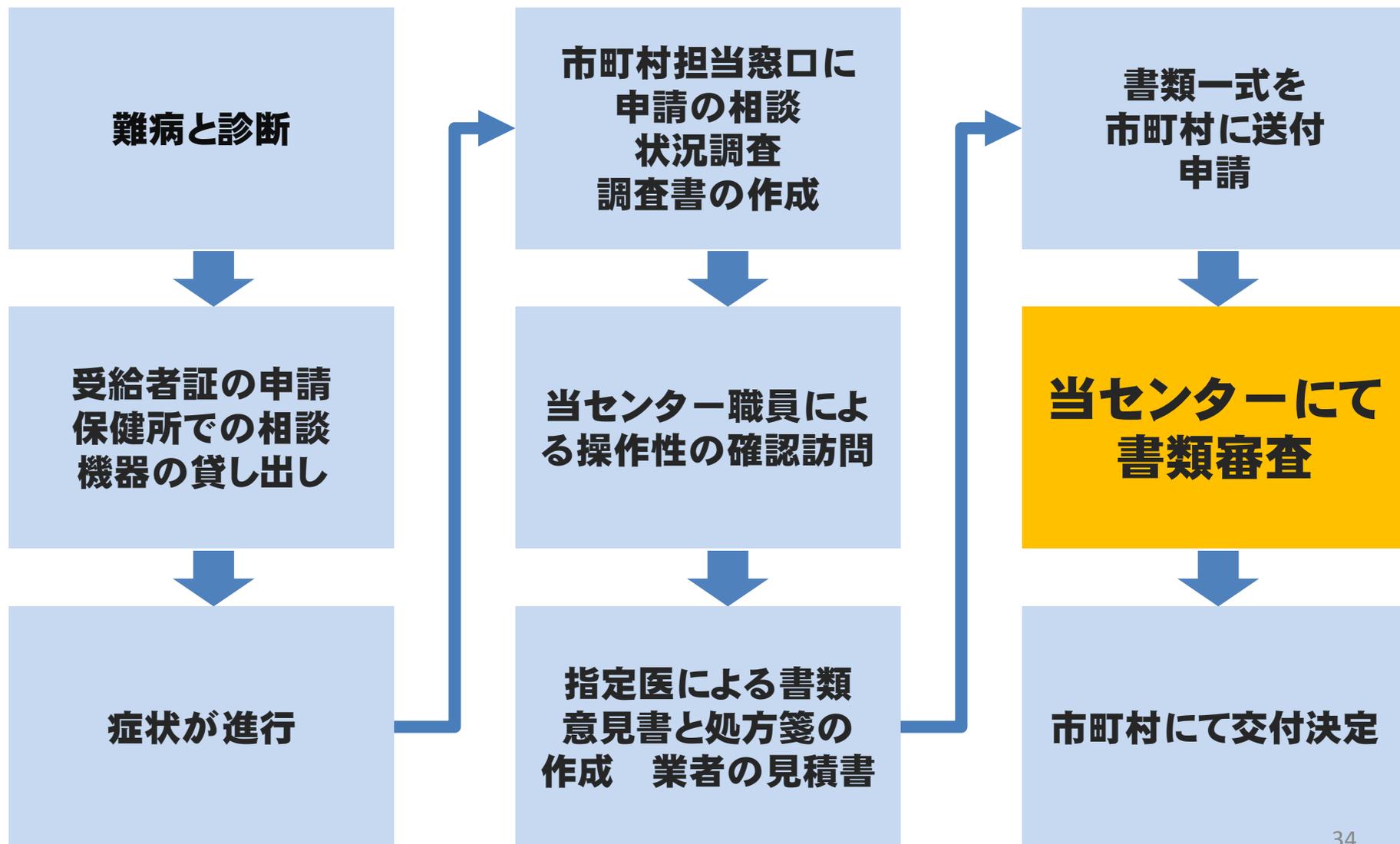
1. 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医であって、所属学会認定の専門医である。
2. 指定自立支援医療機関の医師であって、所属学会認定の専門医である。
3. 難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に基づく指定医である。

※作成可能医師がない場合は、相談可能です

全体の流れ（難病の場合）

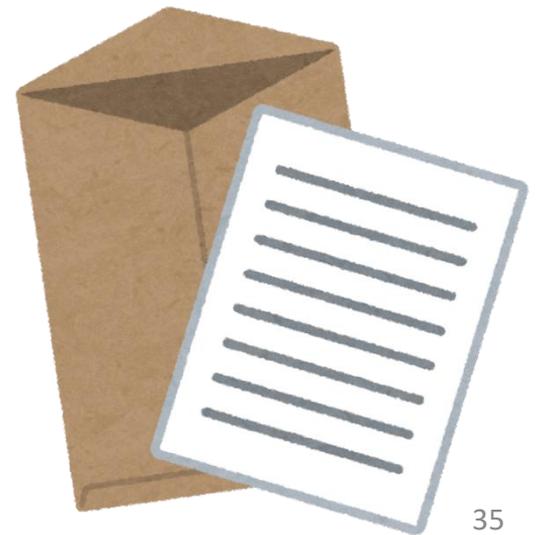


全体の流れ（難病の場合）

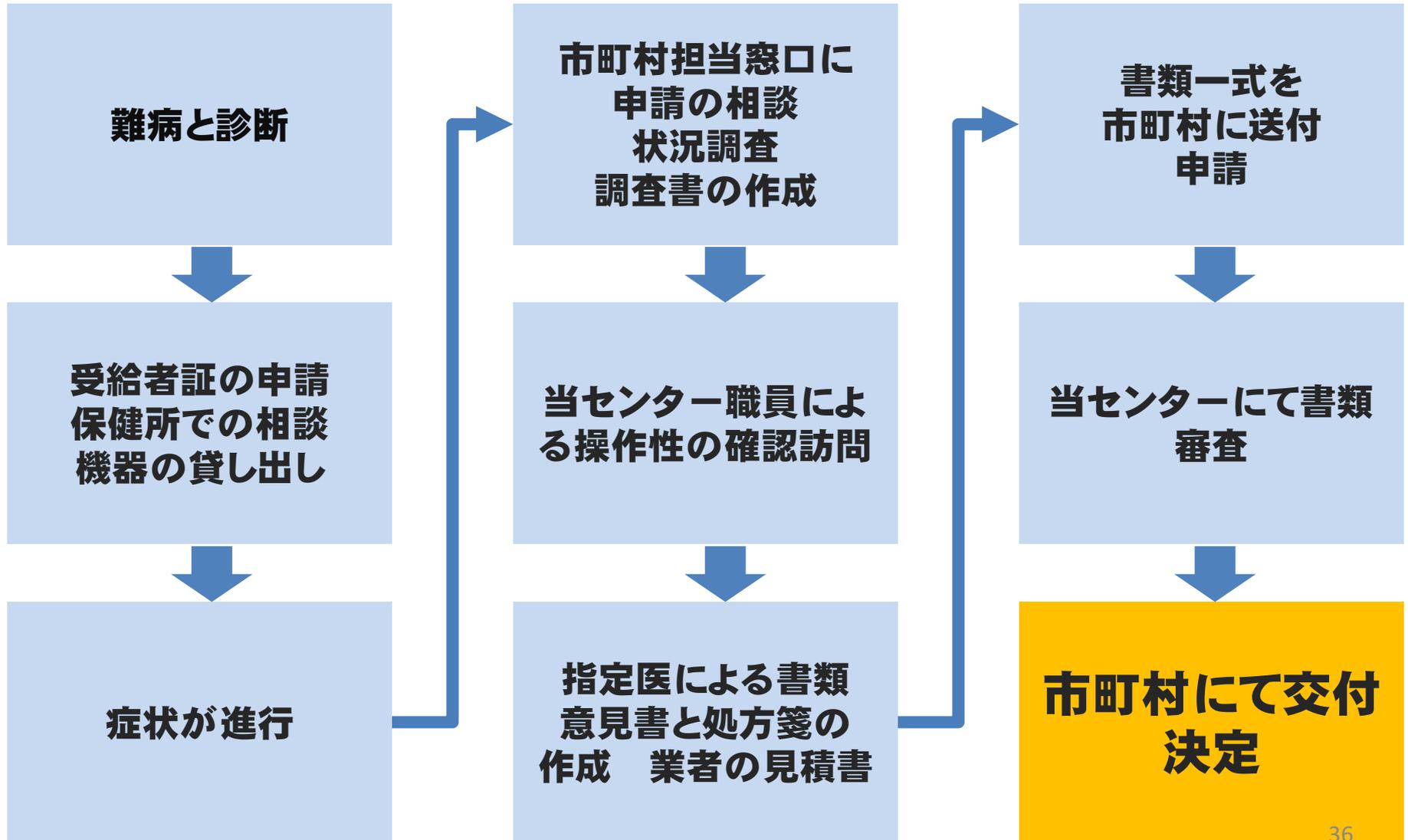


書類審査

- 内容に不備がないか
- 見積書の価格が適正か



全体の流れ（難病の場合）



判定にかかる日数（過去の平均）

- 意見書日から判定依頼：16日
（市町村での文書処理日数）

- 判定依頼日から判定書：14日
（京都府での文書処理日数）

土日、郵送にかかる日数を含んでいるため、
実際には1週間程度での判定となります

修理について（耐用年数）

意思伝の耐用年数は**5年**

通常の使用において補装具が修理不能となるまでの**予想年数**

障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、**再支給の際には実情に沿うよう**十分配慮してよい
スイッチにおいては、身体状況の変化に応じて適切な修理交換を行う

借り受け制度

- 障害者総合支援法による**補装具**のレンタル制度だが・・・
- 対応できる業者がないため、実際はレンタル困難であり、京都府の実績は0
- 全国でも、ほとんど制度活用できていない

交付決定件数

- 28年度 7件
- 29年度 8件
- 30年度 8件
- 令和元年度 6件

※相談自体は15件程度あるが、体調の悪化等によりキャンセルになることが多い

よくある質問

Q：どのタイミングで申請が可能となるのか？

A：個別性が強いので一概には言えないため、悩む場合は相談機関に連絡、進行速度が速い場合は、できる限り早急に。

よくある質問

Q：余命が短いと言われましたが、申請してよいのか？

A：予測でしかないため、意見書作成医師が必要と認めた場合は交付可能である

參考資料

意思伝ガイドブック

- **本編**

http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_h25-1of2.pdf

- **参考資料編**

http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/isiden_h25-2of2.pdf

- **改訂分抜粋**

<http://www.resja.or.jp/com-gl/gl/pdf/gl-h30-syuusei.pdf>

本編



参考資料編



改訂分抜粋



ALS患者に対するコミュニケーション機器導入支援 ガイドブックPDF

- かなり専門的な内容になっておりますが、
体系立てて書かれています。（特に支援
に関わる医療職の方にお勧めです）

<http://als-chiba.org/p-f/ref/ca-guidebook.pdf>



補装具費支給事務ガイドブック

- 補装具費支給制度について、詳細な説明や事例が記載されています（全250ページ）

http://www.techno-aids.or.jp/research/guidebook_180411.pdf

※サイズ9 MBのため、スマホでの閲覧は注意



困ったときは

判断に悩む場合は、各相談所に相談するのが確実です。

- **京都府家庭支援総合センター**
(京都市を除く京都府域)
075-531-9608

- **京都市地域リハビリテーション推進センター**
(京都市内を担当)
075-823-1650